

農業委員会の議事録を公開しておりますが、ホームページ上の公開に関しては、見る方が不特定多数であること等も考慮し申請者等の個人名は公開しないこととします。

なお、通常の縦覧は従前同様、農業委員会事務所で行っております。

佐呂間町農業委員会会長

第10回農業委員会総会議事録

令和6年4月26日

佐呂間町農業委員会

議事録署名委員	7	荒田由紀野	委員
	8	山越 透	委員

第 10 回 農業委員会 総会議事録

1. 開催年月日 令和 6 年 4 月 26 日 午後 1 時 30 分～午後 2 時 50 分

2. 開催場所 佐呂間町役場 2 階会議室

3. 議長の職氏名 佐呂間町農業委員会会長 大澤 好幸
4. 書記の職氏名 佐呂間町農業委員会事務局長 海辺 雅裕
佐呂間町農業委員会事務局次長 本田 利明
佐呂間町農業委員会農地係 藤田 真紗美

5. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	青野 英一郎	9	平川 智司
2	十亀 正	10	山田 裕之
3	青野 誠	11	齊藤 浩明
4	山口 浩之	12	田中 裕二
5	田村 通啓	11	橋本 聡
6	千葉 義則	14	渡部 洋
7	荒田由紀野	15	和泉 茂樹
8	山越 透	16	大澤 好幸

6. 欠席委員

番号	氏名	番号	氏名

7. 議事日程

議事録署名委員の指名

議 案第 1 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定
について

議 案第 2 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集
積等促進計画を定めるべき旨の要請について

報告事項第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について

報告事項第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について

報告事項第 3 号 令和 5 年度農地の賃貸料情報について

事務局 長	<p>只今から、第10回農業委員会を開催いたします。 出席委員は、16名中16名で、総会は成立しております。</p>
議 長	<p>議事録署名委員の指名を行います。</p>
	<p>署名委員は、7番荒田委員さん、8番山越委員さんを指名いたします。 それでは、議事に入りたいと思います。</p>
事務局	<p>報告事項第1号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について このことについて、事務局の説明を求めます。</p>
	<p>報告事項第1号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について 下記の者より、農地法第3条の3の規定による届出があったので受理し、受理通知書を交付したので報告します。</p>
	<p>番号1 土地の所在が若里195番2外16筆、現況地目が畑で合計面積194,762㎡、届出者札幌市 ●●●●さん、旧所有者が●●●●さん、権利取得日が令和5年10月10日で相続です。権利の種類及び内容は所有権、あっせん希望は無です。</p>
	<p>番号2 土地の所在が西富288番2、現況地目が畑で面積33,726㎡、届出者札幌市 ●●●●さん、旧所有者が●●●●さん、権利取得日が令和5年10月10日で相続です。権利の種類及び内容は所有権、あっせん希望は有です。</p>
	<p>番号3 土地の所在が西富197番2外7筆、現況地目の畑が76,333㎡、採草放牧地が34,920㎡、合計面積111,253㎡、届出者西富 ●●●●さん、旧所有者が●●●●さん、権利取得日が令和2年8月26日で相続です。権利の種類及び内容は所有権、あっせん希望は有です。</p>
	<p>以上です。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。</p>
	<p>質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。</p>
各 委 員	<p>———異議なし———</p>
議 長	<p>報告事項第1号は原案どおり承認いたします。</p>
	<p>報告事項第2号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について このことについて、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>報告事項第2号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について 下記の者より、農地法第18条第6項の規定による通知があったので、報告します。</p>
	<p>番号1 土地の所在が朝日17番1、現況地目畑で面積23,172㎡、契約期間は平成26年2月27日から令和6年2月29日まで、合意解約の成立の日は令和5年12月25日、引き渡しの日が令和6年2月29日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、承継人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。</p>
	<p>番号2 土地の所在が朝日13番1、現況地目畑で面積8,900㎡、契約期間は平成29年12月27日から令和9年2月29日まで、合意解約の成立の日・引き渡し日が令和5年12月25日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。</p>

番号 3

土地の所在が朝日 2 番 1 外 7 筆、現況地目畑が 38,129 m²、採草放牧地が 16,601 m² で合計面積 54,730 m²、契約期間は平成 26 年 2 月 27 日から令和 6 年 2 月 29 日まで、合意解約の成立の日が令和 5 年 12 月 11 日、引き渡しの日が令和 6 年 2 月 29 日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号 4

土地の所在が朝日 227 番 1 外 8 筆、現況地目畑が 100,629 m²、採草放牧地が 16,199 m² で合計面積 116,828 m²、契約期間は平成 26 年 2 月 27 日から令和 6 年 2 月 29 日まで、合意解約の成立の日が令和 5 年 12 月 21 日、引き渡しの日が令和 6 年 2 月 29 日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号 5

土地の所在が大成 40 番 1 外 2 筆、現況地目畑で合計面積 34,042 m²、契約期間は平成 21 年 1 月 28 日から平成 31 年 1 月 27 日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日が令和 5 年 12 月 6 日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号 6

土地の所在が富丘 163 番 1 外 1 筆、現況地目畑で合計面積 38,163 m²、契約期間は平成 26 年 1 月 30 日から令和 6 年 1 月 31 日まで、合意解約の成立の日が令和 5 年 11 月 22 日、引き渡しの日が令和 6 年 1 月 31 日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号 7

土地の所在が大成 17 番 1 外 1 筆、現況地目畑で合計面積 10,438 m²、契約期間は平成 27 年 12 月 28 日から令和 7 年 12 月 31 日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日が令和 5 年 12 月 1 日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号 8

土地の所在が大成 408 番 1 外 7 筆、現況地目畑が 91,436 m²、採草放牧地が 28,062 m² で合計面積 119,498 m²、契約期間は平成 26 年 2 月 27 日から令和 6 年 2 月 29 日まで、合意解約の成立の日が令和 6 年 1 月 29 日、引き渡しの日が令和 6 年 2 月 29 日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号 9

土地の所在が大成 414 番、外 11 筆、現況地目畑で合計面積 44,815 m²、契約期間は平成 26 年 2 月 27 日から令和 6 年 2 月 29 日まで、合意解約の成立の日が令和 6 年 1 月 29 日、引き渡しの日が令和 6 年 2 月 29 日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号 10

土地の所在が仁倉 726 番、外 1 筆、現況地目畑で合計面積 46,443 m²、契約期間は平成 18 年 9 月 28 日から平成 28 年 9 月 27 日まで、合意解約の成立の日・引き渡

しの日が令和6年1月30日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、承継人 ●●●●さん、●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号 11

土地の所在が幌岩 38 番 1 外 2 筆、現況地目畑で合計 29,288 m²、契約期間は平成 26 年 1 月 30 日から令和 6 年 1 月 31 日まで、合意解約の成立の日が令和 6 年 1 月 16 日、引き渡しの日が令和 6 年 1 月 31 日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●。解約後は売買です。

番号 12

土地の所在が大成 16 番外 4 筆、現況地目畑で合計面積 54,729 m²、契約期間は平成 28 年 3 月 4 日から令和 7 年 12 月 31 日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日が令和 6 年 4 月 11 日、通知者が、賃貸人 ●●●●、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号 13

土地の所在が若里 630 番 1 外 7 筆、現況地目畑で合計面積 177,573 m²、契約期間は平成 28 年 3 月 4 日から令和 7 年 12 月 31 日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日が令和 6 年 4 月 11 日、通知者が、賃貸人 ●●●●、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。

以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。
何か質問等、ありませんでしょうか。質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。

各委員 〃〃〃異議なし〃〃〃

議長 報告事項第 2 号は原案どおり承認いたします。
報告事項第 3 号 令和 5 年度農地法関係事務処理状況について
このことについて、事務局の説明を求めます。

事務局 報告事項第 3 号 令和 5 年度農地の賃貸料情報について
農地法第 52 条に基づく農地の賃貸料情報について、下記のとおり集計したので、報告します。

令和 5 年 1 月から 12 月の情報で、
田の部については、水田がないため情報がありません。
畑、普通畑の 10a 当たりの平均額は 3,500 円、最高額は 5,800 円、最低額は 1,200 円、データ数は 78 件です。
畑、牧草畑の 10a 当たりの平均額は 2,600 円、最高額は 4,800 円、最低額は 1,300 円、データ数は 13 件となっています。

なお、地区別の賃貸料と売買価格の資料を配布していますので、あわせてごらんください。

以上です。

議長 他に質問はありますか。質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。
各委員 〃〃〃異議なし〃〃〃
議長 報告事項第 3 号は原案どおり承認いたします。

議 長	次に、議案の審議に入ります。 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について このことについて、事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について 農業経営基盤強化促進法の規定により、佐呂間町長より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めます。 番号 1. 利用権の設定等を受ける者が、武士 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が武士 ●●●●さん。土地の所在が武士 295 番 1、現況地目が畑で面積 78,911 m ² です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 6 年 4 月 30 日から 10 年間、賃貸料は年額 300,000 円、10 ㍊当たり 3,800 円で、新規のあっせんです。あっせん会につきましては、令和 6 年 2 月 29 日から 1 回実施しております。 図面で説明いたしますと（1 ページ）赤枠の土地です。 申請地につきましては、武士 38 号道路沿いの土地となります。 番号 2. 利用権の設定等を受ける者が、中園 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が武士 ●●●●さん。土地の所在が栃木 26 番 1、現況地目が畑で面積 11,196 m ² です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 6 年 4 月 30 日から 10 年間、賃貸料は年額 39,000 円、10 ㍊当たり 3,500 円で、新規のあっせんです。あっせん会につきましては、令和 6 年 2 月 29 日から 1 回実施しております。 図面で説明いたしますと（2 ページ）赤枠の土地です。 申請地につきましては、栃木幹線道路沿いの土地となります。 番号 3. 利用権の設定等を受ける者が、永代町 ●●●●、利用権の設定等をする者が武士 ●●●●さん。土地の所在が栃木 23 番 1、現況地目が畑で面積 19,267 m ² です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 6 年 4 月 30 日から 10 年間、賃貸料は年額 67,000 円、10 ㍊当たり 3,500 円で、新規のあっせんです。あっせん会につきましては、令和 6 年 2 月 29 日から 1 回実施しております。 図面で説明いたしますと（2 ページ）黄色枠の土地です。 申請地につきましては、栃木幹線沿いの農地、番号 2 の近隣地となります。 番号 4. 利用権の設定等を受ける者が、仁倉 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が仁倉 ●●●●さん。土地の所在が仁倉 8 番 1 外 1 筆、現況地目が畑で合計面積 22,175 m ² です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 6 年 4 月 30 日から 10 年間、賃貸料は年額 44,000 円、10 ㍊当たり 2,000 円で、新規のあっせんです。あっせん会につきましては、令和 6 年 3 月 10 日から 1 回実施しております。 図面で説明いたしますと（3 ページ）赤枠の土地です。 申請地につきましては、仁倉浜佐呂間 8 線沿いの農地となります。

番号 5.

利用権の設定等を受ける者が、西富 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が西富 ●●●●さん。土地の所在が朝日 13 番 1 外 1 筆、現況地目が畑で合計面積 32,072 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 6 年 4 月 30 日から 10 年間、賃貸料は年額 128,600 円、10 年当たり 4,000 円で、前は 4,300 円でした。あっせん会につきましては、令和 6 年 1 月 30 日から 3 回実施しております。

図面で説明いたしますと（4 ページ）赤枠の土地です。

申請地につきましては、道道留辺薬浜佐呂間線道路沿いの土地となります。

番号 6.

利用権の設定等を受ける者が、西富 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が朝日 ●●●●さん。土地の所在が朝日 2 番 1 外 7 筆、現況地目畑が 38,129 m²、採草放牧地が 16,601 m²で、合計面積 54,730 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 6 年 4 月 30 日から 10 年間、賃貸料は年額 70,000 円、10 年当たり 1,300 円で、前は 1,300 円です。あっせん会につきましては、令和 6 年 1 月 30 日から 3 回実施しております。

図面で説明いたしますと（4 ページ）黄色枠の土地です。

申請地につきましては、道道留辺薬浜佐呂間線道路沿いの土地、番号 5 の近隣地となります。

番号 7.

利用権の設定等を受ける者が、西富 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が朝日 ●●●●さん。土地の所在が朝日 227 番 1 外 8 筆、現況地目畑が 100,629 m²、採草放牧地が 16,199 m²で合計面積 116,828 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 6 年 4 月 30 日から 10 年間、賃貸料は年額 430,000 円、10 年当たり 3,700 円で、前回は 3,700 円です。あっせん会につきましては、令和 6 年 2 月 1 日から 2 回実施しております。

図面で説明いたしますと（5 ページ）赤枠の土地です。

申請地につきましては、若朝日武士 1 1 線道路沿いの土地となります。

番号 8.

利用権の設定等を受ける者が、大成 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が札幌市 ●●●●さん。土地の所在が大成 40 番 1 外 2 筆、現況地目畑で合計面積 34,042 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 6 年 4 月 30 日から 10 年間、賃貸料は年額 190,000 円、10 年当たり 5,600 円で、前は 6,500 円です。あっせん会につきましては、令和 5 年 12 月 20 日から 2 回実施しております。

図面で説明いたしますと（6 ページ）赤枠の土地です。

申請地につきましては、大成 9 線道路沿いの土地となります。

番号 9.

利用権の設定等を受ける者が、富丘 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が札幌市 ●●●●さん。土地の所在が富丘 163 番 1 外 1 筆、現況地目が畑で合計面積 38,163 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 6 年 4 月 30 日から 10 年間、賃貸料は年額 125,000 円、10 年当たり 3,300 円で、前は 3,300 円です。あっせん会につきましては、令和 6 年 1 月 30 日から 2 回実施しております。

図面で説明いたしますと（7 ページ）赤枠の土地です。

申請地につきましては、富丘 32 号道路沿いの土地となります。

番号 10.

利用権の設定等を受ける者が、大成 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が札幌市 ●●●●さん。土地の所在が大成 17 番 1 外 1 筆、現況地目が畑で合計面積 10,438 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 6 年 4 月 30 日から 10 年間、賃貸料は年額 18,000 円、10 区当たり 1,700 円で、前回は 3,300 円です。あっせん会につきましては、令和 6 年 2 月 1 日から 2 回実施しております。

図面で説明いたしますと（6 ページ）黄色枠の土地です。

申請地につきましては、大成西 48 号道路沿い土地、番号 8 の近隣地となります。

番号 11.

利用権の設定等を受ける者が、大成 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が茨城県稲敷郡阿見町 ●●●●さん。土地の所在が大成 408 番 1 外 7 筆、現況地目畑が 91,436 m²、採草放牧地が 28,062 m²で合計面積 119,498 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 6 年 4 月 30 日から 10 年間、賃貸料は年額 120,000 円、10 区当たり 1,000 円で、前回は 1,700 円です。あっせん会につきましては、令和 6 年 2 月 23 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（8 ページ）赤枠の土地です。

申請地につきましては、大成 6 線沿いの土地となります。

番号 12.

利用権の設定等を受ける者が、富士 ●●●●、利用権の設定等をする者が茨城県稲敷郡阿見町 ●●●●さん。土地の所在が大成 414 番外 11 筆、現況地目が畑で合計面積 44,815 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 6 年 4 月 30 日から 10 年間、賃貸料は年額 10,000 円、10 区当たり 200 円で、前回は 1,400 円です。あっせん会につきましては、令和 6 年 2 月 23 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（8 ページ）黄色枠の土地です。

申請地につきましては、大成 6 線道路沿いの土地、番号 11 の近隣地となります。

番号 13.

利用権の設定等を受ける者が、仁倉 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が札幌市 ●●●●さん、●●●●さん。土地の所在が仁倉 726 番外 1 筆、現況地目が畑で合計面積 46,443 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 6 年 4 月 30 日から 5 年間、賃貸料は年額 246,000 円、10 区当たり 5,300 円で、前回は 6,000 円です。あっせん会につきましては、令和 6 年 2 月 7 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（9 ページ）赤枠の土地です。

申請地につきましては、仁倉 9 線沿いの土地となります。

番号 14.

利用権の設定等を受ける者が、仁倉 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が仁倉 ●●●●さん。土地の所在が仁倉 567 番外 1 筆、現況地目が畑で合計面積 20,031 m²です。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。売買価格は 2,103,000 円、10 区当たりの単価は 105,000 円です。あっせん会につきましては、令和 6 年 2 月 7 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（9 ページ）黄色枠の土地です。申請地につきましては、道道留辺薬浜佐呂間線沿いの土地となります。

番号 15.

利用権の設定等を受ける者が、仁倉 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が仁倉 ●●●●さん。土地の所在が仁倉 604 番 4 外 23 筆、現況地目の畑が 74,459.90 m²、採草放牧地が 445 m²、施設用地が 393 m²で合計面積 75,297.90 m²です。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。売買価格は 7,153,000 円、10 畝当たりの単価は 95,000 円です。あっせん会につきましては、令和 5 年 2 月 15 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（9 ページ）青枠の土地です。申請地につきましては、道道仁倉端野線沿いの土地となります。

番号 16.

利用権の設定等を受ける者が、幌岩 ●●●●、利用権の設定等をする者が仁倉 ●●●●さん。土地の所在が幌岩 38 番 1 外 3 筆、現況地目の畑が 29,288 m²、施設用地が 498 m²で合計面積 29,786 m²です。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。売買価格は 2,829,670 円、10 畝当たりの単価は 95,000 円です。あっせん会につきましては、令和 6 年 2 月 24 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（10 ページ）赤枠の土地です。申請地につきましては、幌岩 2 号道路沿いの土地となります。

番号 17.

利用権の設定等を受ける者が、富丘 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が札幌市 ●●●●さん。土地の所在が朝日 135 番 1 外 5 筆、現況地目が畑で合計面積 41,663 m²です。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。売買価格は 3,542,000 円、10 畝当たりの単価は 85,000 円です。あっせん会につきましては、令和 6 年 1 月 30 日から 2 回実施しております。

図面で説明いたしますと（11 ページ）赤枠の土地です。申請地につきましては、朝日 11 線道路と 36 号道路の交差点付近の土地となります。

以上です。

議 長

事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。何か質問等、ありませんでしょうか。

大澤 委員

番号 4 の●●●●さんが農地を減らす原因は何かわかりますか。

平川 委員

●●●●さんが酪農を辞めたためです。

青野 委員

3 番の●●●●はどうして、この農地を借りたかわかりますか。

千葉 委員

現状で、育成センターにて、この農地を使っていたためです。

議 長

ほかに質問はありますか。質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。

各 委 員

———異議なし———

議 長

議案第 1 号は原案どおり決定いたします

議案第 2 号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画に定めるべき旨の要請について

このことについて、事務局の説明を求めます。

事 務 局

議案第 2 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画に定めるべき旨の要請について

農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定により、下記のとおり

り農用地利用集積等促進計画を定める旨、公益財団法人北海道農業公社に要請することについて議決を求めます。

番号 1.

この要請につきましては、公益財団法人北海道農業公社と●●●●さんが賃貸借されていたもので、●●●●さんが離農されることから今回●●●●さんが引き継いで賃貸借されます。

利用権の設定等を受ける者が、共立 ●●●●さん、利用権の設定をする者が公益財団法人北海道農業公社。土地の所在が大成 16 番外 4 筆、現況地目が畑で合計面積 54,729 m²です。

利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 6 年 5 月 31 日から令和 7 年 12 月 31 日まで 2 年間、

賃貸料は年額 52,000 円、10 a 当たりの単価は 1,000 円です。

土地の所有者は●●●●さんです。

この案件は農地中間管理事業により賃貸借が行われるものです。

図面で説明いたしますと（6 ページ）です。申請地につきましては、大成西 4 8 号道路沿いの土地となります。

番号 2.

この要請につきましては、公益財団法人北海道農業公社と●●●●さんが賃貸借されていたもので、●●●●さんが離農されることから今回●●●●さんが引き継いで賃貸借されます。

利用権の設定等を受ける者が、富武士 ●●●●、利用権の設定をする者が公益財団法人北海道農業公社。土地の所在が若里 630 番 1 外 7 筆、現況地目が畑で合計面積 177,573 m²です。

利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 6 年 5 月 31 日から令和 7 年 12 月 31 日まで 2 年間、

賃貸料は年額 379,000 円、10 a 当たりの単価は 2,000 円です。

土地の所有者は、●●●●さんです。

この案件は農地中間管理事業により賃貸借が行われるものです。

図面で説明いたしますと（12 ページ）です。申請地につきましては、若里東 1・2 線道路沿いの土地となります。

以上です。

議長

事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。

和泉委員

何か質問等、ありませんでしょうか。

この農地中間管理事業で離農が出た場合には、残り期間の賃貸料は引き継ぐのですか。

事務局

場合によって協議して変更することもあります。確認して次回回答します。

和泉委員

この案件で、引き受け手がない場合はどうなりますか。

事務局

基本的には引き受け手を探すことにはなりますが、これも確認して、次回、回答します。

青野英委員

この案件 2 件、契約当時は、賃貸終了後売買による買い取りするような契約もありました。

事務局

農地中間管理事業は、賃貸のみになりますが、この契約の内容を再確認して、次回、回答します。

山口委員
事務局
議長
各委員
議長

各委員
議長

この2件の賃貸終了の次回はどうなりますか。
確認して、次回、回答します。
他に質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。
———異議なし———
議案第2号は原案どおり決定いたします
その他
各委員さんの方から何かありませんか。
———ありません———
なければ第8回農業委員会総会を終ります。

ここに会議の顛末を記録しその正当なることを証明するため署名する。

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____